

各年度に使用できる「土砂搬入整理券」の取り扱いが変わります

令和6年3月14日 藤沢土木協同組合

1. 概要

・繰越工事など、工期が複数年度にわたる工事の建設発生土を搬入するにあたり、これまで、前年度までの単価で発券済みの「公共建設発生土搬入整理券（以下「整理券」という）」も使用することができました。

しかし、令和6年4月1日以降は、前年度までの単価で発券済みの整理券は使用できず、実際に搬入する年度の単価で、新規に発券した整理券だけが使用できることとなり、各年度に使用できる整理券の取り扱いが変わります。

・令和6年度に建設発生土を搬入するにあたっては、令和5年度までの単価で発券済みの整理券は使用できません。新規申請を行い、令和6年度単価の整理券を購入していただく必要があります。

なお、令和5年度までの単価で発券済みの整理券が残っている場合は、変更申請を行い、料金の還付を受けてください。

2. 対象となる建設発生土受入地

藤沢土木協同組合 赤羽根・芹沢・手広

3. 申請手続き

・新規申請（令和6年度単価の整理券交付）の手続き【既に購入済みの方含む】

令和5年度から引き続き、もしくは

令和6年4月1日(月)から土砂搬入を行う場合は、3月29日(金)までに整理券の交付を受けられるよう、3月18日(月)以降に新規申込みをしてください

* 4月中旬以降に搬入予定の方は4月に入ってから申し込みをお願いいたします。

・変更申請(令和5年度整理券還付)の手続き

令和5年度整理券の還付について、変更分（還付）の申込書が必要になります。すでに申請済みで整理券を購入、もしくは未購入（分割購入等）でも変更分の申込書が必要になります。

* 新規申込（令和6年度交付）と同時に、変更申込（令和5年度還付）の申請もできますので、新規・変更分の申込書を一緒に提出ください